

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「，第35条の3第1項」を加える。

附則第16項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に，中華人民共和国から世界保健機関に対して，人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

- 1 この条例中第12条第1項の改正規定は令和3年4月1日から，附則第16項の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市国民健康保険条例第12条第1項の規定は，令和3年度以後の年度分の保険料について適用し，令和2年度分までの保険料については，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険の保険料の算定の基礎として算出する所得額について、所得税における低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除と同様の控除を設け、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴う規定の整備をする必要による。